

市政トピックス

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

年金受給者の皆さんへ 「扶養親族等申告書」は 期限までに提出を

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています(障害年金・遺族年金は課税されません)。

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、提出期限までにかかわらず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収額が決まります。

提出を忘れると各種控除が受け

られず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますので注意してください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成27年分「扶養親族等申告書」が送付される方	
65歳以上	年金額が158万円以上
65歳未満	年金額が108万円以上

問合せ先

刈谷年金事務所お客様相談室

☎211-2115

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税および市県民税の申告の際に全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日～12月31日に納付した保険料が対象です。

この控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方に

は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から11月中旬までに送付されますので、年末調整や確定申告ではこの証明書を添付してください。

また、10月1日～12月31日に今年はじめに国民年金保険料を納付した方には、来年の2月上旬に送付の予定です。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができる場合もありますので申告の際に確認してください。

問合せ先

・ねんきん定期便・ねんきんネットなど専用ダイヤル

☎0570-0581-555

※電話料金は、一般の固定電話の場合、市内通話料金で利用可。携帯電話などの場合は全額発信者の負担

※050から始まる電話を利用の場合は、03-6700-1144へ連絡してください。

この番号の通話料金は全額発信者の負担

専用ダイヤル受付期間 11月4日

(火)～平成27年3月16日(月)

専用ダイヤル受付時間

◇月曜日～金曜日：午前9時～午後7時

※祝日、12月29日～1月3日は、利用できません。

◇第2土曜日：午前9時～午後5時

母子家庭 就業支援講習会

母子家庭の母などが就職に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会を行います。

講習会内容・日程

・パソコン中級エクセル(名駅・土コース)：平成27年1月17日(土)～2月14日(土)

・調剤薬局事務(名駅・土コース)：平成27年1月10日(土)～2月21日(土)

定員 各20人

※定員を超えた場合は抽選

受講料 無料

※教材費・交通費は自己負担

募集期間 11月21日(金)まで

申込方法 いきいき広場に備え付けの受講申込書で申込

問合せ先

いきいき広場内介護保険・障がいグループ 母子・父子自立支援員

☎521-9871